

企 業 局	経営企画部 経営企画課、企業総務課 営業部 お客様サービス課、営業開発課 建設部 建設課、維持管理課 施設部 ガス課、上水・発電課、水処理課	令和3年3月2日
-------	---	----------

2 監査を執行した監査委員

林 充男、中村哲郎、高岩勝人、清水邦彦

3 監査の対象範囲

令和元年度における財務に関する事務等（ただし、必要と認められた令和2年度及びその他の年度の事務等を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 経営に係る事業の管理
- (6) その他必要と認める項目

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」、「経営に係る事業管理監査の着眼点」、「工事監査等の着眼点」及び「行政監査の着眼点」に基づき、当該事務事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務等の執行は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年3月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲
金沢市監査委員	高	岩	勝
金沢市監査委員	清	水	邦

1 財務事務監査

(その1)

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日 | 令和3年2月15日 |
| (2) 措置を講じた部局等 | 福祉局地域長寿課 |
| (3) 監査結果の公表年月日 | 平成18年3月13日（平成18年監査公表第6号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 | |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
老人保護措置費負担金に係る延滞金の減免については、減免事由の存否を調査確認したうえで行う必要がある。	延滞金について、減免措置を行う場合は、「金沢市福祉局及び保健局所管の徴収金に係る延滞金減免要綱」に基づき行うこととしている。 平成22年度以降に減免の事例はないが、今年度からは、延滞金に係る減免事務取扱い要領を新たに作成し、減免基準を明確にするとともに、減免事由の存否の調査確認をより厳格に行うようにした。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年2月24日
 (2) 措置を講じた部局等 福祉局生活支援課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成21年6月11日（平成21年監査公表第10号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
生活保護費還付金に係る延滞金について、減免手続きを経ずに徴収していないものが見受けられるので、適正を期す必要がある。	生活保護費返還金に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用がより適切に行われるために、新たに「生活保護費に係る徴収金に関する延滞金の取扱い要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年2月24日
 (2) 措置を講じた部局等 福祉局生活支援課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成24年3月21日（平成24年監査公表第3号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
生活保護費返還金に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、徴収体制を強化する必要がある。	生活保護費返還金に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用がより適切に行われるために、新たに「生活保護費に係る徴収金に関する延滞金の取扱い要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年2月24日
 (2) 措置を講じた部局等 福祉局生活支援課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成26年3月24日（平成26年監査公表第4号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
生活保護費返還金に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収を強化する必要がある。	生活保護費返還金に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用がより適切に行われるために、新たに「生活保護費に係る徴収金に関する延滞金の取扱い要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年2月24日
 (2) 措置を講じた部局等 福祉局生活支援課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成28年3月11日（平成28年監査公表第6号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
生活保護費返還金に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収を強化する必要がある。	生活保護費返還金に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用がより適切に行われるために、新たに「生活保護費に係る徴収金に関する延滞金の取扱い要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

2 財務事務等監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年2月24日
 (2) 措置を講じた部局等 福祉局生活支援課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成30年3月12日（平成30年監査公表第2号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
生活保護費返還金に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収を強化する必要がある。	生活保護費返還金に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用がより適切に行われるために、新たに「生活保護費に係る徴収金に関する延滞金の取扱い要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

●金沢市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年3月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲
金沢市監査委員	高	岩	勝
金沢市監査委員	清	水	邦
			彦

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年2月22日
 (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部学校指導課
 (3) 監査結果の公表年月日 令和2年4月13日（令和2年監査公表第9号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
・いじめを許さない学校づくり推進費について 意見（89ページ） 金沢市いじめ防止等対策委員会の議事録を作成する必要がある。	金沢市いじめ防止等対策委員会について、議事録を作成することとした。